

「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引(全体計画)」の概要

改定の趣旨

本市では、災害時の避難支援等の手引として、平成22年3月に「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、地域での災害時要援護者の避難支援の取組をお願いしていました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、災害対策基本法が改正されるなど、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者等による避難支援等（避難支援等のイメージ図は6ページに記載）がなされるように、その避難支援体制の整備・推進を市町村に求めました。

これを踏まえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の充実・強化を図るため、本市が行う取組を市民の皆様様に説明し、地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について御理解と御協力をいただくため、従来の「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引(全体計画)」に改定しました。

第1 目的と基本的な考え方

1 目的

この手引は、災害から避難行動要支援者の生命や身体を守るための全体の計画として、本市が保有しなければならない避難行動要支援者名簿の作成等やその名簿情報を避難支援等関係者等に外部提供することなどについて、市民の皆様様に御理解を深めていただくとともに、平常時からの避難行動要支援者の避難支援体制の整備や災害時の避難支援等などについて、避難支援等関係者に取り組んでいただくための手立てや手順を示すことを目的に策定したものです。

【要配慮者とは】

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方をいう。

【避難行動要支援者とは】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。

【避難支援等とは】

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

【避難支援等関係者とは】

消防機関、警察、自衛隊、地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織、社会福祉協議会、民生児童委員、その他（福祉事業者、障害者団体等）適当と認める、在宅の避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

2 基本的な考え方

(1) 自助・共助・公助

大規模な災害の発生時には、防災関係機関自体が被災するなど、災害対応（公助）は、相当の時間を要することがあります。

そのような状況では、住民一人ひとりが自らの生命や身体を災害から守る適切な災害対応や避難行動（自助）が必要であり、自らを守ることができない場合には、隣近所をはじめとした地域コミュニティによる救助、避難支援・安否確認等の活動（共助）が欠かせません。

(2) 避難行動要支援者の自助とその共助

避難行動要支援者は、災害対応や避難行動に限られ、自助が困難な場合があり、地域内の住民組織や関係する団体などが協働する地域コミュニティの存在と共助が欠かせません。

(3) 行政の役割

本市では、避難行動要支援者名簿を整備・更新し、平常時からの外部提供に同意をした避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に外部提供して、取組の促進、関係機関・団体等との連絡調整などを行います。

そして、災害時に必要な場合には、事前の名簿情報の外部提供についての同意の有無に関わらず避難支援等関係者等に名簿情報を外部提供します。

また、避難に関する情報が避難支援等関係者等や避難行動要支援者本人にも確実に伝わり、避難支援等が遅滞なく行われるよう、また、要配慮者が高齢者等避難（警戒レベル3）により、余裕を持って避難行動を開始できるように努めます。

第2 避難行動要支援者名簿の作成・管理等

1 要配慮者の把握

該当者の把握のため、市関係部局で把握している高齢者や障害者等の要配慮者の情報を集約するとともに、本市では把握していない情報については、北海道等に提供を求めます。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の選定

集約・取得した要配慮者情報のうち、在宅者で避難行動が困難であることなどから総合的に判断して、避難行動要支援者名簿に登載する者を選定（選定条件は6ページに記載）しますが、社会福祉施設入所者や長期入院患者は、災害時に周囲の人々からある程度の支援が期待できるため、登載対象から除きます。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難支援等の実施に必要な情報（氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由等）を記載します。

3 避難行動要支援者名簿の管理等

(1) 避難行動要支援者名簿の管理

名簿とその情報の適正管理のため、「旭川市情報セキュリティポリシー」を遵守します。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するように努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

対象者の転居や新たな対象者となる要配慮者も現れるなど、名簿の記載内容は常に変更を生ずることから、避難行動要支援者の情報を適切に把握し、定期的な更新に努めます。

第3 避難行動要支援者の名簿情報の取扱い等

1 避難行動要支援者の名簿情報の事前の外部提供等

(1) 名簿情報の事前の外部提供と同意

避難行動要支援者の名簿情報は、平常時から避難支援等関係者に適切に外部提供され、避難支援等の体制を整備することで、いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報をその地域を担当する地域の自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に事前に提供します。

しかし、個人情報の保護の観点から、避難行動要支援者に同意を得ることが必要なため、書面にて意向を確認し、同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を外部提供します。

また、6ページの選定条件中、2に該当する方で、避難行動要支援者名簿に登載を希望する方は、名簿情報の外部提供に関する同意・不同意の確認も含め書面で申出していただくことにしています。

さらに、名簿の記載内容の変更については、名簿情報を外部提供している自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に定期的にその情報を伝えます。

(2) 名簿情報の取扱い説明等

名簿情報は、該当する避難行動要支援者を担当する地域の自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者に限り外部提供し、その際には、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られるよう、研修等において必要な説明等を行います。

(3) 名簿情報の外部提供の条件

自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者が名簿情報の外部提供を希望する場合は、組織内での合意や申請者名が代表者であることなどが外部提供の条件となります。

(4) 名簿情報の外部提供までの流れ

名簿情報の外部提供の条件を満たす自主防災組織や町内会などの避難支援等関係者は、自らの担当する地域の避難行動要支援者の名簿情報の提供を申請するとともに、個人情報の取扱いなどの研修等に参加した後、個人情報保護に関する誓約書を提出します。

本市は、その誓約書の提出を受けて、申請された地域の該当する避難行動要支援者の名簿情報を申請した避難支援等関係者に外部提供します。

2 避難行動要支援者の名簿情報と災害時要援護者情報の関係

自主防災組織や町内会などが中心になり、災害時要援護者とする対象者に同意を得ながら避難支援等の体制作りを既に進めている地域は、その継続として、本市が外部提供する名簿情報による避難行動要支援者の避難支援等の体制作りを進めることがより望まれます。

この場合、災害対策基本法に基づく守秘義務が生じるため、名簿情報の取扱いや情報管理が適切に図られるよう、改めて必要な説明等を行います。

第4 避難行動要支援者への支援体制等

1 避難行動要支援者の支援組織

災害時には、多くの住民が不安な気持ちを抱きながら避難所に避難します。そのような中では、避難行動要支援者は周りの人たちの協力がなければ迅速な避難が困難となります。そうした時に最も頼りになるのは隣近所をはじめとした地域コミュニティの人たちです。

そこで、避難行動要支援者の支援組織となる避難支援等関係者は、自主防災組織や隣近所のつながりからなる町内会などを基本単位とし、さらに地区市民委員会、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会等により、連携・協力して避難支援等を進める必要があります。

2 地域における連携

(1) 身近なかかわり

隣近所における交流を積極的に深め、お互いがどのような共助ができるか話し合うなどの自主的な取組が大切です。災害時には、避難行動要支援者はもとより、隣近所に要配慮者等が、まだ自宅などに残っている時は声を掛けて避難所に誘導するという支援も必要です。

(2) 避難支援等関係者の連携

災害時には、避難行動要支援者の身近な生活圏における避難支援等関係者である自主防災組織や町内会などが避難支援等の中心となって活動することになりますが、そのためには避難支援等を個別具体的に策定する必要があり、地域の避難支援等関係者全体での連携が必要です。

3 平常時の支援

(1) 避難行動要支援者の名簿情報の活用と守秘義務

ア 個別避難支援計画の策定

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に実施するためには、誰（避難支援等関係者）が誰（避難行動要支援者）をどこ（避難所等）に避難させるかなどを、調整役とな

る避難支援等関係者を中心にして、避難行動要支援者本人と避難支援等関係者が話し合っ
て、必要な避難支援等ができるように個別避難支援計画を策定することが重要です。

しかし、これらの情報には秘匿性の高い個人情報が含まれており、提供を受けた者には
守秘義務があり、取扱いには注意が必要です。

イ 個別避難支援計画の記載事項

支援計画に記載する情報は、名簿情報に加え、避難支援等を行う者や避難支援等を行う
に当たっての留意点、避難支援等の方法や避難所等・経路などを記録するよう努めます。

ウ 個別避難支援計画の提供と共有

策定した個別避難支援計画の原本は避難支援等関係者が保管し、その副本を本市及び避
難行動要支援者本人に提供していただき、情報を共有します。

(2) 防災訓練等

災害図上訓練（D I G）・防災訓練・防災マップづくりは、地域コミュニティにおける住
民のネットワークづくりや防災意識を高めることに役立つことが期待できます。

4 災害時の支援

(1) 避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時の支援

避難行動要支援者や避難支援等が必要となり得る者の特徴と災害時に求められる支援内
容を例示的にまとめましたが、実際に避難支援等を行う際は、一律的に考えるのではなく、
一人ひとりの違いを理解し、適切な避難支援等を行うことが重要です。

そこで、手引（全体計画）本文には、具体的な特徴と災害時の支援内容を記載しています。

(2) 災害別による避難行動要支援者への対応等の違い

台風や洪水などの風水害等の場合と地震の場合では、避難支援等の取組手順や対応が異な
り、風水害等の場合は、避難に関する情報の発令で避難支援等が開始されるなど、事前対応
が可能です。地震などの突発的な災害の場合は、初期の避難行動はいうまでもなく、安否
確認や被災者の救援活動が中心になることも考えられます。

(3) 避難情報の発令・伝達方法等

災害による被災が想定される地域等の住民に対して、避難に関する情報を様々な情報伝達
の手段を活用し、避難所の開設情報と併せてお知らせします。

また、避難に関する情報には3段階（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の発令が
あり、それぞれの段階で、対象となる地域等の住民に求められる行動には違いがあります。

(4) 避難支援等関係者の避難支援等と安全確保等

避難支援等関係者は、避難に関する情報を把握した場合、名簿情報や個別避難支援計画に
基づき避難支援等を実施しますが、避難支援等関係者に危害が及ぶような状況では避難支援
等が困難な場合もあるため、避難支援等関係者の安全確保のルール作りが重要です。

そして、災害の状況により、避難支援等関係者が全力で助けようとしても避難支援等がで
きない可能性もあることを避難行動要支援者本人に説明し、理解を得る必要があります。

(5) 不同意者への避難支援等

ア 避難行動要支援者の名簿情報の提供

災害時は、平常時からの名簿情報の外部提供についての同意の有無に関わらず、避難支
援等の実施のために、避難支援等関係者等に名簿情報を外部提供し、可能な範囲で避難支
援等を行うよう協力を求めます。

ただし、災害時であれば無条件に名簿情報の外部提供が認められるものではなく、災害
による被害の可能性のない地域に居住する避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供
することは行いません。

また、大災害時には、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等からの応援部隊などにも名簿情
報を提供します。

イ 情報漏洩の防止

災害時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、あらかじ

め定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても外部提供することがあり得ますので、これらの者が名簿情報の取扱いや情報管理を適切に図るよう、指導等のほか、廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を指導します。

(6) 安否確認の実施

住居に被害がなく、避難行動要支援者本人が無事であっても、生活の支援が受けられなくなってしまった場合、その後の自力生存が困難となるため、避難行動要支援者名簿を活用し安否確認を進め、必要な支援を行い、救える命が失われないようにします。

また、災害時のマンパワーを踏まえると、安否確認を外部に委託することも想定されることから、福祉サービス提供者との連携を密に図っていくことも検討していきます。

第5 避難所以降の対応

1 避難行動要支援者等の受入

(1) 福祉避難所への入所

避難行動要支援者やその他の要配慮者は、一般の避難所での配慮では、生命や健康に支障を来す場合もあるため、必要により「地域の身近な福祉避難所」や「地域の拠点的な福祉避難所」に入所させ、平常時に受けていたサービスや支援などに少しでも近づくよう努めます。

(2) 避難場所から避難所への移送

避難生活の可能な避難所以外の避難場所等に避難した避難行動要支援者やその他の要配慮者を必要な避難所に移送する際には、市有車や災害時の協定によるバスやレンタカーなどで対応します。

2 避難所の自主運営組織

避難所での生活が長期化する場合は、自主的な避難所運営を行うため、地区市民委員会や町内会、自主防災組織などの役員の中から避難所運営員委員会を編成していただきます。

第6 平常時の備えと災害対応の留意点

1 平常時の備え

本市は、地域防災力を高めるために、自主防災組織や町内会などに対し、防災に関する知識の普及・啓発を行います。災害が発生した際、素早く、適切に避難し、又は避難支援等を受けるためには、一人ひとりが、平常時から災害を見据えて自らできる自助の備えが大切です。

そこで、手引（全体計画）本文には、住民と避難支援等を求める者それぞれの備えについて記載しています。

(1) 住民の備え

(2) 避難支援等を求める者の備え

2 災害対応の留意点

地震と風水害等では、災害時の対応が異なる場合が多くあり、留意すべき事があります。

そこで、手引（全体計画）本文には、地震と風水害等のそれぞれの対応について記載しています。

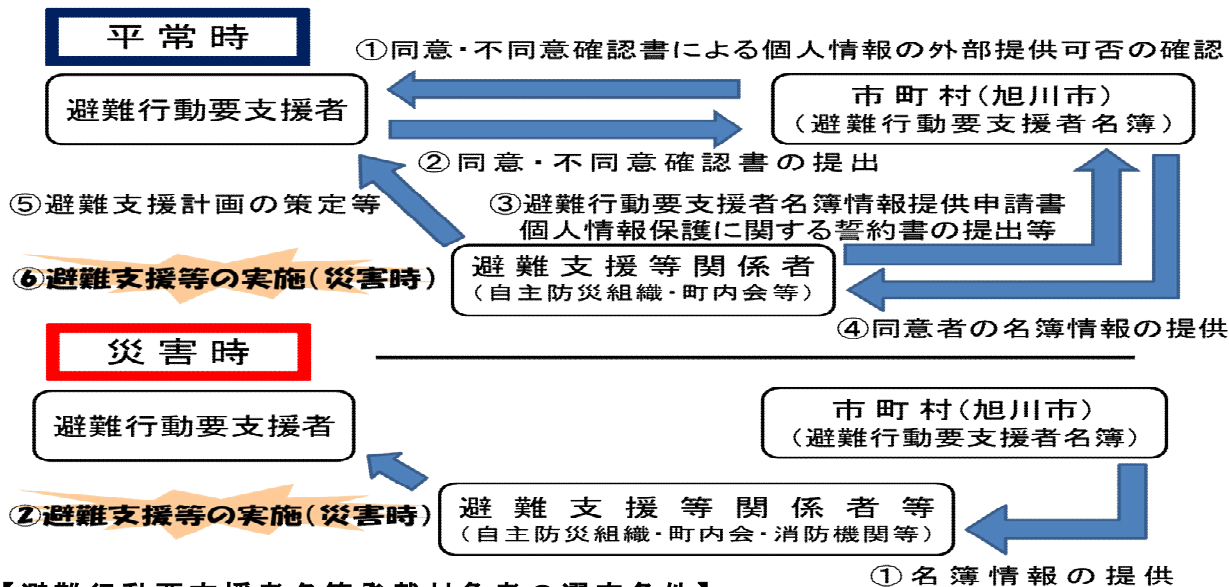
(1) 地震への対応

(2) 風水害等への対応

様式1～7

避難行動要支援者名簿や必要書類の様式等を、手引（全体計画）本文の最後に記載しています。

【避難行動要支援者の避難支援等のイメージ図】



【避難行動要支援者名簿登載対象者の選定条件】

- 1に該当する者で2に該当する者以外の同居人を有さない者
 - 1 次のいずれかに該当する者のうち、居宅において日常生活を営む者
 - (1) 要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかに該当する要介護者
 - (2) 障害の程度が次のいずれかに該当する者
 - ア 視覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - イ 聴覚障害にあつては、1級、2級、3級又は4級
 - ウ 内部機能障害（免疫機能障害を除く。）にあつては、1級、2級又は3級
 - エ 上肢、下肢又は体幹機能の障害にあつては、1級、2級又は3級
 - オ 知的障害にあつては、A
 - カ 精神障害にあつては、1級
 - (3) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者のうち、人工呼吸器等装着者として自己負担上限額の特例が認められている者
 - (4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者のうち、酸素濃縮器使用時間が12時間以上の者
 - 2 次のいずれかに該当する者
 - (1) 要介護者又は要支援状態区分が要支援2に該当する要支援者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 次のいずれかの医療受給者証等の交付を受けている者
 - ア 特定医療費（指定難病）受給者証
 - イ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証
 - ウ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証
 - エ ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証
 - オ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
 - カ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 上記2に該当する者で避難行動要支援者名簿への登載を希望する者のうち、市長が適当と認めた者

【お問い合わせ先】

- 避難行動要支援者名簿の活用や名簿情報の外部提供などについては・・・
防災安全部防災課（旭川市7条通9丁目）電話25-9840 FAX24-2783
- 避難行動要支援者名簿の内容や登載手続きなどについては・・・
福祉保険部福祉保険課（旭川市7条通9丁目）電話25-6425 FAX26-7654